

## 清瀬市条例第19号

### 清瀬市防犯カメラ設置及び運用に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、公共の場所における防犯カメラの設置及び運用に関して必要な事項を定め、防犯カメラを適正に管理等させることによつて清瀬市安全安心なまちづくり条例（平成15年清瀬市条例第1号）第2条に規定する市の責務となる施策を推進し、市民等の権利及び利益の保護並びに安全、安心に暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、広場その他規則で定める不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する場所をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の抑止、予防及び再発防止を目的として公共の場所を継続的に撮影するために設置した装置であつて、撮影した映像を表示又は記録する機能を有するものをいう。
- (3) 市民等 市民及び市内に滞在する者（通過する者を含む。）をいう。
- (4) 映像データ 防犯カメラの映像表示装置に表示又は録画装置に記録された映像の情報であつて、当該情報から特定の個人を識別することができるものをいう。

#### (基本原則)

第3条 防犯カメラを設置する者及び防犯カメラを運用する者は、市民等がその容貌や姿態をその意に反して撮影されない自由を有することを尊重し、防犯カメラの設置及び運用に関し、必要な措置を講じなければならない。

#### (設置運用基準の届出)

第4条 公共の場所に防犯カメラを設置しようとする次の各号に掲げるものは、規則の定めるところにより防犯カメラの設置及び運用に関する基準（以下「設置運用基準」という。）を定め、市長に届出

なければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体並びに第244条の2第3項に規定する清瀬市及び清瀬市に隣接する地方公共団体の公の施設の指定管理者
- (2) 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体及び町会、自治会等これらに準ずる団体
- (3) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合（商店街に係るものに限る。）及びこれらに準ずる団体として規則で定める団体
- (4) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項に規定する届出をした者が当該届出の内容を変更したときは、規則の定めによりその旨を市長に届出なければならない。

（設置者の責務）

第5条 防犯カメラを設置する者は、次の各号に掲げる事項を遵守して防犯カメラを管理及び運用しなければならない。

- (1) 防犯カメラの管理及び運用に関する責任者（以下「管理責任者」という。）を置くこと。
- (2) 防犯カメラで撮影する目的に応じて撮影範囲を必要最小限とすること。
- (3) 防犯カメラの撮影範囲であって、かつ、見やすい場所に防犯カメラを設置している旨及び管理責任者の氏名又は名称を表示すること。
- (4) 防犯カメラの管理及び運用に関する業務を外部に委託する場合は、受託者にこの条例の規定を遵守させること。

（管理責任者等の責務）

第6条 防犯カメラを設置する者、管理責任者及び防犯カメラを取り扱う者（以下「設置者等」という。）は、次の各号に掲げる事項を

遵守して防犯カメラを管理及び運用しなければならない。

- (1) 設置運用基準を遵守し、防犯カメラを適正に管理及び運用すること。
- (2) 映像データで知り得た情報を他に漏らさないこと。この場合において、設置者等の職を退いた後も同様とする。
- (3) 映像データを編集又は加工しないこと。
- (4) 映像データを複製又は印刷しないこと。ただし、設置者等が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (5) 映像データの保管は、施錠できる保管庫等を活用して不正使用、盗難、散逸等を防止する必要な措置を講ずること。
- (6) 映像データの保管期間を定め、保管期間が経過したときは速やかに映像データを消去すること。

(映像データの情報提供制限)

第7条 設置者等は、次の各号に掲げる事項を除き、映像データ及び映像データに係る情報を他に提供してはならない。

- (1) 映像で識別される特定の人同意がある場合
- (2) 法令に定めがある場合
- (3) 市民の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない理由がある場合

(映像データの開示)

第8条 設置者等は、市民等が自己に関する映像データの開示を求めたときは、当該市民等が必要であると認める範囲内で合理的な方法により、当該映像データを開示するよう努めなければならない。

(苦情処理)

第9条 設置者等は、市民等が防犯カメラの運用又は映像データの取扱いに苦情を申し出たときは、申出の内容の適否を検討し、速やかに必要な措置を講じなければならない。

- 2 市民等は、設置者等が前項に規定する苦情の申出に必要な措置を講じないときは、市長に苦情を申し出ることができる。
- 3 市長は、前項に規定する苦情の申出がされたときは、速やかに適

切な処理に努めるものとする。

(報告等)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、設置者等に防犯カメラの管理、運用等に関する資料の提出又は口頭による報告（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 市長は、前項に規定する報告等を受けて調査し、第4条から第7条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該設置者等に当該違反する行為の中止その他是正のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(既存の防犯カメラの設置運用基準に係る措置)

2 この条例の施行日の前に、この条例第2条第1号に規定する公共の場所に同条第2号に規定する防犯カメラを設置した第4条第1項第1号から第5号までに規定するものは、同条第1項に規定する設置運用基準を定め、速やかに市長に届出なければならない。

3 前項の規定により設置運用基準を定めたものが当該届出の内容を変更したときは、この条例第4条第2項の規定により速やかにその旨を市長に届出なければならない。